

模擬 締約国会議

最終文書

2022.03.20

最終文書

2022年3月20日、13の国・機関の参加（国・機関は以下 / 発言順）により、“模擬”締約国会議 最終文書の作成を行った。以下、議論の経過報告及び論点整理を行い、「行動計画」を策定した。そして、オブザーバーを含めた全参加国・地域・機関で協議を行い、締約国による賛成投票を以て、全会一致でこの「“模擬”締約国会議 最終文書」を採択する。

（「中間報告会」「本会議」での各国の発言及び交渉を重ねた共同声明・決議を踏まえ、議長団を中心に素案を作成した）

目次

- 01 前文
- 02 セッション1「核被害者援助・環境回復」
 - －核被害者の再定義
 - －認識の共有
 - －行動計画
- 03 セッション2「核保有国を含む全ての国の関与」
 - －認識の共有
 - －行動計画

出席国

締約国（批准国）：メキシコ、南アフリカ、カンボジア、アイルランド、マレーシア、ニュージーランド、カザフスタン

オブザーバー参加国：ドイツ、韓国、オーストラリア

出席機関：ICAN、ICRC

議長：オーストリア

（アメリカ、イギリス、中国は不参加であったが場外で主張を行った）

前文

核兵器がもたらす結末はいかなる理由であろうとも受け入れられるものではない。核爆発による影響に国境はなく、核戦争を回避すべきであることは、現在のウクライナ情勢からも明白である。救援活動は困難となり、そのほかの被害は直接的なものにとどまらず、経済や環境、国家間の関係性にも及ぶ。加えて、人的なミスや管理体制の不備による偶発的な使用も懸念される。

本会議に参加したすべての国は核兵器がもたらす人道的影響は許容できないという意思を表明して、究極的な核兵器の禁止及び廃絶を継続的に提唱し続ける。核を保有する国々に隣接する国や地域の不安は計り知れない。世界が歴史上、最も安全で、豊かで自由な時代であるために力を合わせる。

非核のアイデンティティーを全ての国が宿し、将来にわたり核兵器廃絶を希求し、あらゆるかぎりの行動計画を実行する。

（全文は「各国の核兵器廃絶への立場に関する主張」より文言を抽出し作成）

セッション1 「核被害者援助・環境回復」

核被害者の再定義

各国が、自国や周辺国の核被害者を次のように列挙した。

条文では、援助の対象は「自国の管轄の下にある個人であって核兵器の使用又は実験によって影響を受けるもの」と定義される。しかし以下に挙げられたもののうち、ウラン採掘労働者やチェルノブイリ原発事故被ばく者は、対象に含まれないと考える。その他あらゆる核の被害者が取りこぼされることのない援助措置を講じるために、「核被害者」を再定義する必要性を確認する。

また、直接的な核被害に加えて核実験国側の将兵、核被害者を抱えた家族・遺族への包括的補償、核の使用に偶然居合わせた人々への補償、語り部へのケアも求められる。

マンハッタン計画（メキシコ） / *地雷（カンボジア） / クラスター弾（カンボジア）
セミパラチンスク核実験（カザフスタン） / チェルノブイリ原発事故（カザフスタン）
ハリケーン作戦（ニュージーランド） / グラップル作戦での被曝（ニュージーランド）
マーシャル諸島（マレーシア） / 広島・長崎原爆（韓国 / ICRC）
ウラン鉱山労働者（オーストラリア / ICRC） / 核実験場の周辺に住む住民（ICRC）

認識の普及

在外被爆者への認識を普及させ、当事国（日本など）の医療機関と協力してより強固な支援を行う。ジェンダー格差の観点から、放射線の影響を受けやすい女性に特化した精神的・医療的な支援を強化する必要がある。地雷被害者の被害者援助・救済措置の取り組みは核被害者援助にも還元できる。ベトナム戦争での枯葉剤を含め、あらゆる兵器の被害者への補償のノウハウから学ぶ必要がある。

行動計画

- ✓ 被害者支援のための国際機関を創設する。
 - ーグローバル・ヒバクシャ救済協会の設立
 - 「グローバル・ヒバクシャ手帳」の交付
 - グローバルヒバクシャには核実験の被害者なども含まれると解釈する
- ✓ 放射線の影響を受けやすい「女性の被害」に特化した医療支援を実施する。
 - ー精神面ストレスケア
 - ー日本などの医療機関と連携した被爆者支援体制の構築
 - ー妊娠や出産、がん治療に関する医療支援の強化
 - 無償の健康診断の提供
- ✓ ウラン鉱山に関する企業の検証、被害者の精神的サポートが必要不可欠。
- ✓ 核被害者援助の下支えのための世論喚起、核に関する教育の普及、核の冬に関する議論の促進、核被害者の風評被害の情報提供、注意喚起。
- ✓ 民間のイニシアティブで加害国の責任を明らかにすることは、結果的に核兵器使用を防ぐ抑止力につながる。法の整備も有効だろう。民間法廷の実施は一案。
- ✓ グローバルヒバクシャの証言記録等のアーカイブを行う。

締約国は「核兵器を二度と使わせないという約束が核被害者への何よりの補償になり、核なき世界を実現すること」であると認識する。また、「いかなる核兵器の使用にも反対する自国の方針に照らして、このセクションで掲げられているいずれの医療・人道支援に関しても、技術的・金銭的手段をはじめとした協力のための措置を講ずることができるよう、継続して注力する」ことを約束する。

セッション2 「核保有国を含む全ての国の関与」

締約国は将来的に核保有国を含むすべての国が、核兵器禁止条約に加盟し、条約の普遍化を目指すことを確認する。

認識の共有

- 01 核兵器の問題が他の地球規模課題と深く関係していることを認識し、「人間の安全保障」を基軸に、核兵器の廃絶は早急に達成されるべきだと考え、核保有国と共に協力して核軍縮を進めていく必要がある。

自国と関係性の強い核保有国とのコミュニケーションを促進し懸念を共有する。

－「国境を接しているアメリカと核兵器廃絶に関して考えを共有したい」(メキシコ)

－「北アイルランドがいまだにイギリスの領土であるため、実際にイギリスが核兵器使用に全面的に賛同し、実行した際、アイルランド島内の分断につながる恐れがある」(アイルランド)

- 02 核軍縮、恐怖や脅しによる支配からの脱却、世界規範の連帯の構築、多国間交渉の実現、いずれも核保有国を抜きにして実現することは困難であり、核保有国に継続して関与することを要求していかなければならない。
- 03 現状、核保有国は当該条約に参加しておらず、相当な外交努力が必要であり、締約国はそのための努力を継続して行っていくことを約束する。

行動計画

- ✓ 国際社会の協力によって非核化の達成や非核兵器地帯を構築した経験に誇りを持ち、核兵器の禁止及び廃絶が実現できることを信じる。
- ✓ 核兵器の非人道性を継続して訴える
 - －核被害はもちろん、地雷・クラスター弾をはじめとした非人道的な兵器の被害をクローズアップし、核保有国へ大量破壊兵器の非人道性を訴えていく。具体的な取り組みとして、公的記録の作成、若者への啓発を実施する。
- ✓ 廃絶への道筋を立てる（期限の設定、国際的な検証機関の構築など）
 - －核兵器廃棄の国際的な検証機関を早期に創設する
 - ・IAEAの役割拡大及び核兵器廃棄の国際的な検証を行う新たな機関の設立、2つのオプションの検討を同時並行で行う。
 - －IAEAへの加盟。廃棄期限の設定。核物質を一つにまとめて一括で管理する。
- ✓ 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の採択を呼びかける。
- ✓ 核不拡散条約（NPT）体制を遵守する立場は変わらない。連携し、強化する。またNPTに含まれない核保有国にも核軍縮への貢献を求める。
- ✓ 各国は積極的に当該条約の関連会議に出席し、コミュニケーションを密接に図ることで条約推進国と核保有国の橋渡しを行う。
- ✓ SDGsの理念を共有し、環境破壊やジェンダー格差問題の理解、解決の貢献に努め、共に議論し、協力できる共通項の模索を行う。

以上。

作成

メキシコ 岡明日佳 / 松本琴心 / 浅羽大地

南アフリカ 羽山嵩裕 / 大塚耕平 / 宮崎優依

カンボジア 上妻真子 / 村添心愛 / 岩田壮

カザフスタン 川崎花笑 / 山崎麻菜美 / 福永楓

ニュージーランド 塚田東城 / 浜田雅 / 照喜納明美

アイルランド 野中博志 / 小薬空 / 小松原優光

マレーシア 岡本偉吹 / 玉置力矢

ドイツ 猪原彩美 / 塩川愛 / 岸井薫奈子

韓国 榎崎桃花 / 伊藤咲夢 / 大坪波留

オーストラリア 田中美月 / 上田健太 / 菅野計馬 / 李陽花

イギリス 脇谷耕基

中国 倉内秋文乃

ICAN 青木秀介

ICRC 細川幸成 / 廣瀬未沙

議長団(オーストリア) 山口雪乃 / 黒崎斗真 / 高垣慶太

(編集:KNOW NUKES TOKYO)

